

環境の杜ふれあい条例施行規則

平成19年2月2日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、環境の杜ふれあい条例（平成19年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可手続等)

第2条 条例第6条第1項に規定する環境の杜ふれあい（以下「環境の杜」という。）の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法又は申請書により指定管理者に申請しなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 体育室、浴室、トレーニングルームについて当日利用に係る許可を受けようとする場合 口頭

(2) 体育室、研修室、会議室、談話室、多目的広場について予約利用の許可を受けようとする場合 予約利用許可申請書

2 前項第2号に掲げる場合の申請は、利用を開始しようとする日の前月の日（その日が条例第3条第2項に規定する休館日に当たるときは、その翌日後において最初に到来する休館日でない日）から受け付けるものとする。ただし、地域における自治活動その他の公共的活動を目的とする団体が、その目的のために利用するための予約は、利用しようとする月の3月前（その日が条例第2条第2項に規定する休館日に当たるときは、その翌日後において最初に到来する休館日でない日）から受け付けるものとする。

(利用料金の返還)

第3条 条例第7条第4項の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額

(2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

(利用料金の免除)

第4条 条例第8条において、指定管理者又は管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 組合が単独で主催する行事に利用する場合 全額

(2) 組合が共催又は協賛する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額

(3) 地域における自治活動その他の公共的活動を目的とする団体が、その目的のために利用するとき 利用料金の2分の1の額

(4) 構成市町に居住する満65歳以上の者が利用する場合 利用料金の2分の1の額

(5) その他指定管理者又は管理者が特別な理由があるとして認める場合 指定管理者又は管理者が必要と認める額

(遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。

(4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。

(6) 幼児（小学校就学前の者をいう。）が入館し、又は入場するときは、保護者が付き添うこと。

(7) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第6条 管理者は、条例第14条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第14条第2項の申請の方法
- (5) その他管理者が必要と認める事項
(指定申請)

第7条 指定申請は、管理者が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第14条第3項で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

3 条例第14条第3項で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日に属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日に属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の環境の杜の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他管理者が必要と認める書類
(指定等)

第8条 条例第14条第1項の規定による指定をするときは、指定管理者指定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 管理者は、条例第14条第1項の規定による指定をしないときは、指定管理者不指定通知書（第3号様式）を交付する。

(協定)

第9条 指定管理者は、管理者と環境の杜の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の杜の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (7) その他管理者が必要と認める事項

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 様

申請者 所 在
団体の名称
代表者の氏名

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

環境の杜ふれあいの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、環境の杜ふれあい条例第14条第2項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人であつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、那覇市・南風原町環境施設組合が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

所在地
団体名
代表者 様

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった環境の杜ふれあいの管理に係る指定管理者の指定については、那覇市・南風原町環境施設組合環境の杜ふれあい条例第14条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定施設：環境の杜ふれあい
- 2 指定期間：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

第3号様式（第8条関係）

那南環組第 号
平成 年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者

指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境の杜ふれあいの管理に係る指定管理者の指定については、下記のとおり指定しないので通知します。

記

- 1 指定施設 ： 環境の杜ふれあい